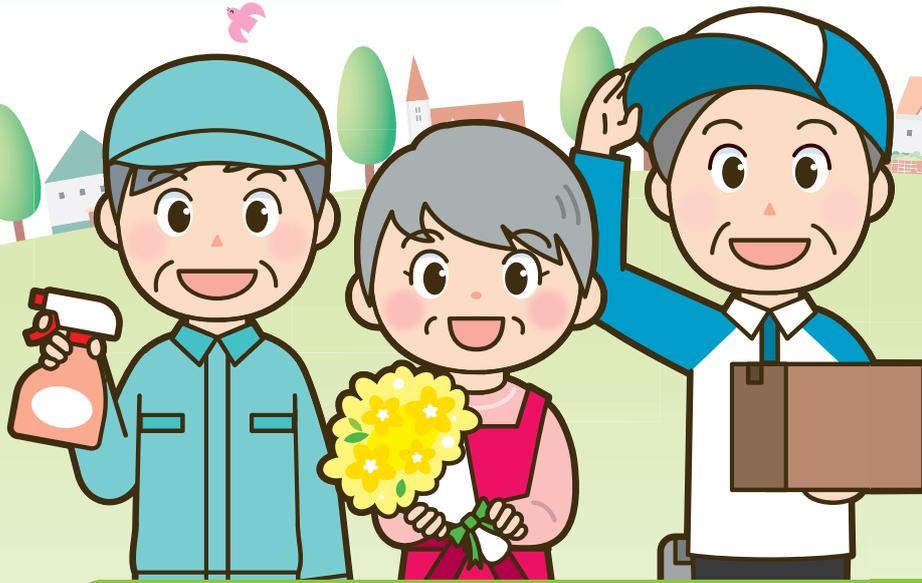


高齢者活躍宣言

事業所を募集します！

募集期間

令和5年7月3日月～7月31日月 17時【必着】



浜松市は70歳になっても働くことが可能な環境を整備し、高齢者雇用積極的に取り組んでいる事業所を認定・公表します。

【認定事業所のメリット】



① 事業所のイメージアップ

● 認定マークの使用 ● 市ホームページや「JOBはま!」サイト内で取組紹介

② 市が発注する建設工事・物品購入・業務委託における優遇措置

③ 市主催の就職合同企業説明会等への出展優先権

※ただし、参加申込の状況によりご希望に沿えない場合があります。

④ 市主催の就職イベント等における事業所周知

⑤ 浜松市奨学金返還支援事業における優遇措置

※企業負担割合の軽減

※奨学金返還支援事業の詳細はこちら



JOBはま!へ

【問合せ・申請先】浜松市役所 産業部 産業振興課

〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2 (市役所本館6階)

TEL : 053-457-2115

Eメール : rose@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市ホームページ サイト内検索

高齢者活躍宣言事業所

検索



認定申請要件

- ①申請する日の属する年度の4月1日現在において、1年以上浜松市に所在していること。
- ②高齢者の能力発揮・職域拡大に努め、又は就業の場における高齢者の活躍の推進に積極的に取り組み、70歳以上の者の就労が満70歳になった日を起算日として11か月以上可能であること。
- ③浜松市公式就職情報サイト「浜松就職・転職ナビJOBはま！」の事業者登録をしていること。
- ④市税を完納していること、又は市からの徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けていること。
- ⑤浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員等と関係を有していないこと。
- ⑥労働関係法令等に重大な違反がないこと及びその他法令又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される事由がないこと。
- ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営むものでないこと。



申請から認定までの流れ

① 浜松就職・転職ナビJOBはま！へ事業者登録する



登録方法は、「JOBはま！」内に記載しています。

<https://www.shigoto-hamamatsu.com/>

JOBはま

検索



② 申請

(1) 必要な書類

- ① 申請書（第1号様式）
- ② 取組み報告書（第2号様式）
- ③ 暴力団排除に関する誓約書（第3号様式）
- ④ 市税完納証明書
- ⑤ 就業規則の写し

（労働基準法第89条の規定により就業規則を所管労働基準監督署長に届出をしなければならない事業所においては、その届出日がわかる箇所を含むものとする。）



※①～③は浜松市ホームページからダウンロードできます。

※④は「市税完納証明願」に必要事項をご記入いただき、収納対策課、税務総務課、資産税課北区及び天竜区税務グループ、各区役所区民生活課（中区・北区・天竜区を除く）、協働センター（春野・佐久間・水窪・龍山に限る）で取得してください。

(2) 提出方法

方法1

「JOBはま！」のシステムから必要事項を入力し、(1)④⑤を添付して申請



方法2

浜松市ホームページから様式をダウンロード・記入し、(1)を産業振興課へ持参または郵送

(3) 募集期間 令和5年7月3日(月)～7月31日(月) 17時【必着】

③ 書類審査

申請書類を審査します。取組等の状況について確認することがあります。

④ 認定事業所の決定

認定証を交付し、浜松市ホームページ及び「JOBはま！」で事業所名を公表します。

